

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月 日
株式会社エ イチツォ ー	生駒市山崎町一 番二二号	かいごサポ ートあさひ	生駒市山崎町 一二番二二号 一〇五	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護 同行援護	平成二十 九年五月 一日
株式会社グ ループ未来	香芝市逢坂二丁 目五六一―六	居宅介護事 業所ピース	葛城市南花内 二一〇―三九 一―一階	行動援護	平成二十 九年五月 一日
社会福祉法 人やすらぎ 会	天理市福住町五 五〇四番地	在宅サービ ス事業所や すらぎ園	天理市福住町 五五〇四番地	居宅介護 重度訪問介 護	平成二十 九年五月 一日
特定非営利 活動法人サ ンフラワー	橿原市大久保町 四八〇番地の 一	ひまわりの 郷（御陵駅 前事業所）	橿原市大久保 町三三〇番地 の二	就労継続支 援（A型）	平成二十 九年五月 一日
株式会社カ ワモト	吉野郡大淀町大 字北野二五番地	げんき倶楽 部	吉野郡大淀町 大字北野八〇	生活介護	平成二十 九年五月

好	株式会社三	
町一五―三四	大和高田市東雲	の一
ア三好	ウエルフェ	
四	大和高田市東雲町一五―三	一六
	短期入所	
一日	平成二十九年五月	一日